

基本目標4

特に支援を必要とする 子ども・若者，子育て家庭への支援の充実

主な成果指標

	内容	実績（現状）	目標値（令和11年）
1	子ども・若者総合支援事業「ここあ」社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者への支援に満足している市民の割合※1	60.7% (令和5年度)	62%
2	「虐待に関する相談機関」の認知度（「知っている」、「言葉だけ知っている」未就学児の保護者と小学生の保護者の割合）※2	未就学児保護者： 48.9% 小学生保護者： 55.2% (令和5年度)	上げる
3	放課後等デイサービスの拡充（実利用者数）	450人 (令和5年度)	480人※3 (令和8年度)
4	医療的ケア児コーディネーターの配置（東京都が実施する医療的ケア児コーディネーター養成研修の修了職員）	4人 (令和5年度)	10人※3 (令和8年度)
5	子ども・若者総合支援事業「ここあ」の認知度（「知っている」ひとり親家庭等の割合）※4	47.7% (令和5年度)	上げる

※1 調布市民意識調査

※2 調布市子ども・子育て支援及び子ども・若者支援に関するニーズ調査

※3 令和9年度以降は「調布市障害者総合計画」に基づき別途検討

※4 ひとり親家庭等アンケート調査

基本施策 4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

現状と課題

ひきこもり、いじめ、不登校等、様々な社会問題の背景として、子ども・若者やその家族の孤独・孤立が指摘されており、核家族化やライフスタイルの多様化に伴う地域コミュニティの希薄化が進むなか、様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援の重要性が増しています。

「子ども・若者支援に関するニーズ調査」(令和5年)によると、引きこもりの状況を招く要因は様々ですが、中・高校生では「特に理由はない」が最も多くの回答を集めた一方、「小・中学生のときの不登校」や、「学校等にうまくなじめなかった」などを要因とする回答もあり、一度そのような状態になると、傾向として長期に及ぶ可能性があります。

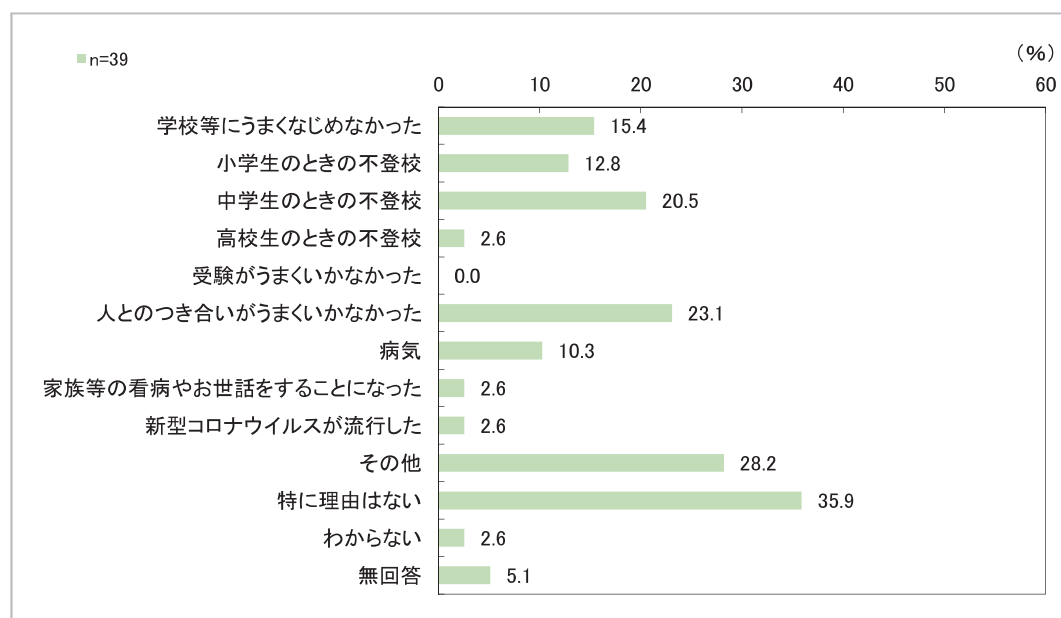
また、高校卒業年代～39歳では「新型コロナウイルスが流行したこと」や「人間関係がうまくいかなかったこと」が要因とする回答が多くなっています。

さらに、孤独であると感じることがあるかについて「しばしばある、いつもある」と「時々ある」を足し合わせた“孤独を感じたことがある”子ども・若者世代は、中・高校生で13.2%、高校卒業年代～39歳で14.7%いることがわかっています。

こうした困難を抱える子ども・若者を支援するため、総合相談窓口である子ども・若者総合支援事業「ここあ」を設置するとともに、子ども・若者支援地域ネットワークによる有機的に連携した支援を実施しています。

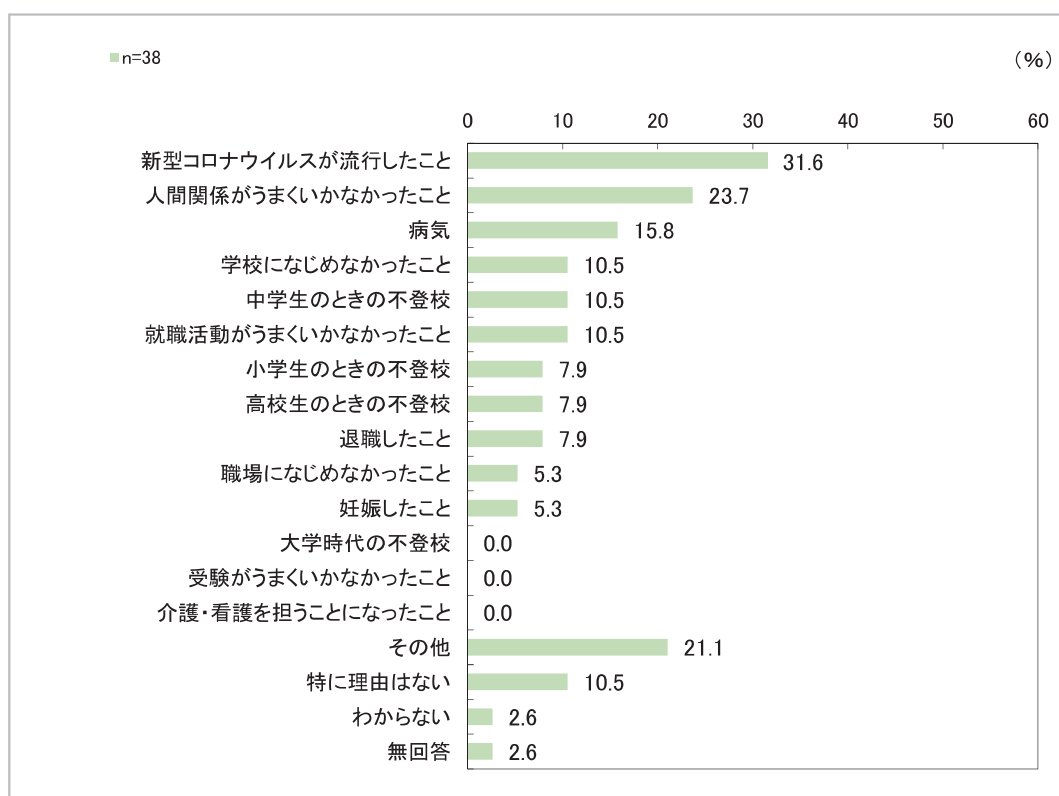
今後も、更なるニーズの掘り起こしを行い、支援の輪から取りこぼすことがないよう、事業の充実と連携体制の強化を図ることが必要です。

引きこもり傾向状態になった理由



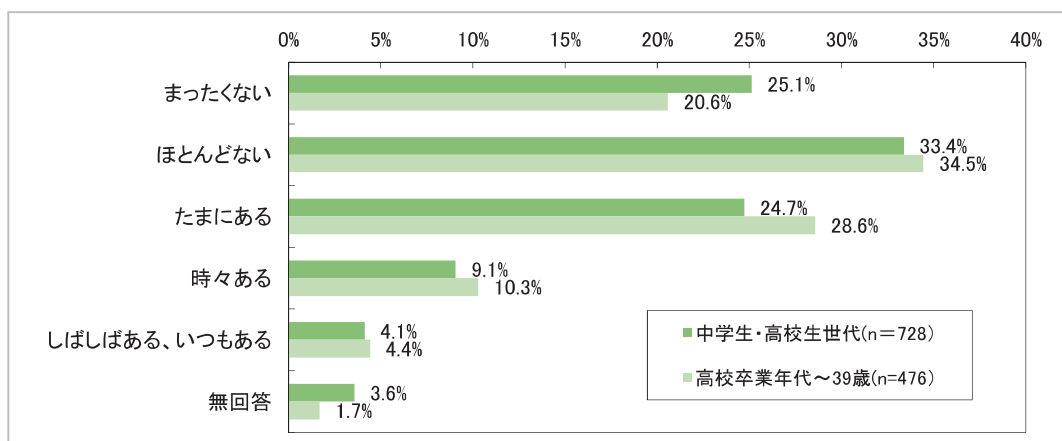
(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査 (中学生・高校生世代)

引きこもり傾向状態になった理由



(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査 (高校卒業年代～39 歳)

孤独であると感じることがあるか

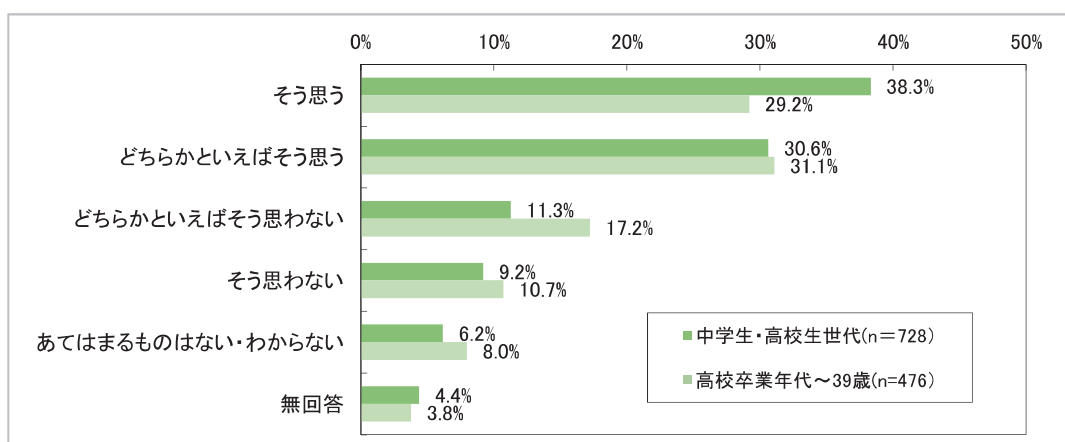


(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査 (中学生・高校生世代・高校卒業年代～39 歳)

子ども・若者に関する悩みや不安、困難等問題の原因は複雑化しており、親の無関心・ネグレクトなど、周囲の環境の影響も大きいと考えられます。そのため、子ども・若者に限らず、保護者等に対する支援体制についても強化する必要があります。

また、子ども同士で助け合えるような仕組みづくりや当事者同士のコミュニティを形成することが求められます。

■ インターネット空間がほっとできる場所・安心できる場所になっている ■



(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査(中学生・高校生世代・高校卒業年代～39歳)

情報化の進展により、子どもや若者はネット依存、ネットいじめ、個人情報漏洩、SNS などを通じた性犯罪被害などの問題に直面しています。これらは、子どもや若者の精神的健康や社会的関係に深刻な影響を与えることが危惧される問題です。

一方で、インターネット空間が子ども・若者にとっての居場所になっていることも事実であることから、ネットトラブルやネット犯罪等の機関から子ども・若者を守るため、インターネットの正しい活用に向けた意識啓発が必要です。

CHECK

若者の声

Q. 結婚に対してどんなイメージを持っている？



結婚する人が増えれば、子どもを産む人も増えるかもしれないけど、どこでパートナーを見つけるのかわからない。



できるだけ自然な出会いでパートナーを見つけたい。地域交流の機会がたくさんあるといいな。



結婚の必要性を感じない人が増えている気がする。



なぜ結婚するのか、なぜ子どもを産むのか。個人の意識を変えないと、子どもを産み育てたいと思う人は増えないのでは？

CHECK

若者の声

Q. 学校や職場、家庭以外でどのような居場所があるといい？



若者でも気兼ねなく過ごせる場所があるといい。



悩んだり困ったときに頼れる人や話せる人がいる場所。



夜間等でできれば制限なしで使える施設があるといい。



少し疲れた時に休める場所があるといい。

施策の方向

- 各種相談支援窓口の認知度向上のため、広報活動を強化します。
- ニーズに応じたサービスの提供と周知を図り、相談支援機関を気軽に利用できる環境を整え、中・高校生世代の利用促進を図るとともに、ひきこもりや不登校の長期化を防ぐための情報発信と連携を強化します。
- 教育委員会と連携し、いじめや不登校が原因のひきこもり対策を推進します。
- 支援が途切れないう、重層的支援体制の充実を図ります。
- 悩みや不安、困難を抱える子ども・若者の自立を支援します。
- 支援の必要な子ども・若者の早期発見を図り、個別のケースに応じた支援に向けた連携体制の強化を図ります。

主な事業・取組

4-1-1 子ども・若者の総合的な支援（児童青少年課、子ども育成課、生活福祉課）

ひきこもりや不登校など、様々な不安や悩みを抱えている子ども・若者とその家族等への相談支援体制の充実を図ります。

また、生活困窮世帯やひとり親家庭等の抱える固有の事由により教育の機会に恵まれず、進学や就職をあきらめてしまうことがないよう学習支援等を行うとともに、市内において社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者等の居場所を確保し、自立した社会生活を目指し進学や就労、自立に関する相談支援を行います。

その他、教育や福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの様々な分野の関係機関等が有機的に連携し、それぞれの専門性や特長を生かして適切にサポートするとともに、動画を活用した広報を行い、各種相談窓口の周知に取り組みます。

- 子ども・若者総合支援事業（ここあ）の実施
- 子ども・若者支援地域ネットワークの連携

4-1-2 非行・犯罪の防止（児童青少年課、福祉総務課、健康推進課、指導室）

保護司、民生委員・児童委員、少年補導員、警察関係者、生活指導主任、健全育成推進地区委員等により構成される調布市青少年補導連絡会において、青少年の非行防止を目的に、青少年を取り巻く状況等について、研究、連絡、協議を行います。

また、青少年の非行・犯罪・被害防止に向けたパトロールや調査、啓発等に取り組みます。

- 調布市青少年補導連絡会の開催
- 青少年非行防止街頭パトロールの実施
- 非行・いじめの相談窓口に関する各種啓発
- “社会を明るくする運動”の推進
- 薬物乱用防止ポスター・標語の募集、展示

4-1-3 自殺の予防（健康推進課、指導室）

小・中学校における児童・生徒への、命の大切さや SOS の出し方に関する教育を推進するとともに、その SOS を受け止められる支援体制を構築します。

また、自殺の背景には様々な問題が複雑に絡み合っているため、連携の仕方を検討する会議を開催し、自殺の危機的要因の解消や複雑化の防止に向けて各関係機関の取組の共有を図るとともに、自殺の危険性の高い人の早期発見と適切な対応を図るため、職場や地域などで悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、支援につなげる役割を担い、自殺対策を支える人材を養成します。

- 小・中学校における道徳の授業や、「いのちと心の教育」月間（12 月）の実施
- SOS の出し方に関する教育の推進
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- こころといのちのネットワーク会議の開催
- ゲートキーパーの養成

4-1-4 インターネット利用に関する啓発・情報モラル教育の推進（児童青少年課、指導室）

1 人 1 台端末環境の実現といった GIGA スクール構想の推進により、児童・生徒がインターネットを利用する機会が増えることから、SNS によるいじめ等のトラブルや犯罪の未然防止を図るため、保護者も含め、児童・生徒に対してインターネットの適正利用に関する啓発や携帯電話、スマートフォンやインターネットなどによるいじめや人権問題に対する意識の啓発を図るなど情報モラル教育の一層の充実を図り、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。

- 青少年のインターネット利用に関する啓発
- ◎ 小・中学校における情報モラルに関する啓発

4-1-5 児童虐待防止センター事業の推進（施策 4-3 関連）（子ども家庭センター）

子ども家庭支援センターすこやか内に設置した、児童虐待防止センターにおいて、市民からの緊急的な相談に応える窓口として「すこやか虐待防止ホットライン」を活用し、虐待を防止するとともに、子育てに不安を持つ親子を積極的に支援します。

また、児童虐待に関する相談や通報の内容に応じて、児童相談所などの関係機関と連携し、迅速で適切な対応を行います。

- 児童虐待防止センターの運営

4-1-6 いじめ・虐待の防止と対応（施策 4-3 関連）（指導室、子ども家庭センター）

いじめ、虐待については、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用や子どもを守る地域ネットワーク、子ども家庭支援センターすこやかや児童虐待防止センターとの連携を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行います。

- スクールカウンセラーによる小学校5年及び中学校1年の全児童・生徒面談を実施
- スクールソーシャルワーカーの相談・支援、全校配置の体制構築
- 児童虐待防止センター事業の推進

4-1-7 不登校児童・生徒への支援（指導室）

児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの取組による不登校の未然防止を推進するとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、教育支援センター（適応指導教室）や分教室型の学びの多様化学校の円滑な運営により、個の状況に応じた多様で柔軟な支援の充実と教育機会の確保に努めます。

- ◎ 「魅力ある学校づくり調査研究事業」の実施
- 小・中連携による中1ギャップによる不登校の抑制
- 不登校児童生徒支援プロジェクト SWITCH（メンタルフレンド、テラコヤスイッチ、学校に行きづらい子どもの保護者の集い）の実施
- ◎ 訪問型支援「みらい」の実施
- 教育支援センター（適応指導教室）「太陽の子」（小学生）の運営、学びの多様化学校分教室「はしうち教室」（中学生）における多様な生徒の状況に応じた学びの一層の推進
- ◎ 中学生を対象とした教育支援センター（適応指導教室）の新設の検討

4-1-8 個に応じたきめ細かな教育相談の充実（指導室（教育相談所））

子どもに関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターや教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人ひとりの心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。

- 来所相談・電話相談・就学相談・巡回相談の実施（教育相談所）
- 教育支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーによる相談・支援

4-1-9 様々な家庭環境にある児童・生徒への支援（指導室）

様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関との連携といった適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力向上に努めるほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。

- スクールカウンセラーの小学5年生、中学1年生の面接の実施
- スクールソーシャルワーカーの相談・支援、全校配置の体制構築

4-1-10 関係機関との連携（福祉総務課（調布市社会福祉協議会））

生活上の悩みや困りごとを抱える方などに対し、様々な機関・団体と連携しながら、課題の解決を図るとともに、居場所づくりなどの住民主体の活動の推進や、地域でのネットワーク構築に取り組みます。

- 地域福祉コーディネーター（CSW）の配置

4-1-11 ヤングケアラーへの支援（施策 4-3 関連）（子ども家庭センター）

本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者（ヤングケアラー）の負担軽減に向けて、継続した周知啓発を行うほか、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、子ども家庭支援センターすこやかを中心に、教育・福祉・子ども分野の公的機関のほか、市内の民間団体とも連携した実態の把握や支援に取り組みます。

- ◎ ヤングケアラーの周知啓発
- ◎ ヤングケアラー・コーディネーターの配置

4-1-12 固定的な性別役割分担意識の解消や多様な性における人権尊重に向けた理解促進 （多様性社会・男女共同参画推進課）

性別によって役割を分けてきたこれまでの慣習や考え方を見直し、性別にかかわらず一人ひとりが個人として尊重され、家庭においても社会的活動においても個性と能力を発揮していくための情報提供や講座を実施します。

また、性的指向や性自認によらず、一人ひとりの個性を尊重するための情報提供や学習機会の確保により、多様な性の理解向上につなげるとともに、多様な性に関する相談支援を実施していきます。

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた講座や情報提供の実施
- ◎ パートナーシップ宣誓制度の運用
- ◎ 多様な性に関する相談の実施

4-1-13 就職・自立支援（産業振興課，生活福祉課，多様性社会・男女共同参画推進課）

ちょうふ若者サポートステーションにおいて、高校中退者や大卒の進路未決定者、未就職の方や仕事が長続きしない方等、働くことに悩みを抱えている 15 歳から 49 歳までの若者、その保護者からの相談に応じ、就労や自立に向けた支援、就労に向けたセミナーなどを行います。

また、調布市就職サポート事業により、就労意欲が低く、就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。

さらに、産業労働支援センター及び男女共同参画推進センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、就職を目指す女性の相談に応じ、就労を支援する講座、起業支援セミナー等を実施します。

- ちょうふ若者サポートステーションにおける就労・自立支援
- 調布市就職サポート事業の実施
- 女性の就職、再就職等の相談支援、講座・セミナーの実施

CHECK

調布市子ども・若者支援地域ネットワークとは？

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者やその家族を支援する機関、団体等が連携して、自立に向けて支援することを目的とした子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会です。

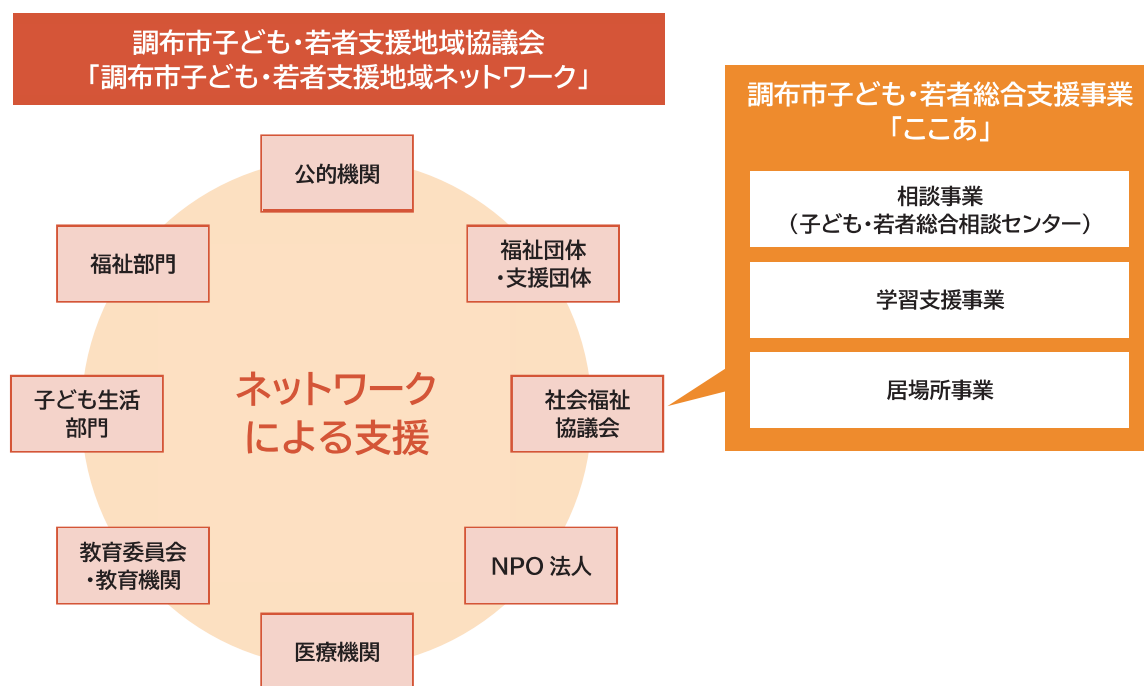
【所管課】

児童青少年課

【構成機関】

市の事業や機関に加えて、ちょうふ若者サポートステーションや東京都多摩児童相談所等の国や東京都の機関、ちょうふ子育てネットワーク・ちょこねっと等の NPO 法人を含む、福祉・教育・就労・医療など異なる専門性を持つ 29 の機関・団体等で構成しています。（令和 6 年度時点）

また、調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」が、ネットワークの総合相談窓口を担っています。



基本施策 4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援

現状と課題

発達の遅れやかたより等が気になる子どもを、乳幼児健康診査等を通じて早期に発見し、早い段階からの支援や就学に向けた相談、適切な療育までスムーズにつなげることができるような発達相談体制が重要です。あわせて、子ども発達センターを中心に、地域全体での療育体制を充実させていくことが必要です。

また、障害児を育てる親、障害のある親のどちらの親も安心して子育てができるよう、児童福祉、母子保健、教育、障害福祉等の各分野が連携した相談支援体制の充実とともに、保護者が就労や自ら望む生活を実現していくために、保育所・幼稚園や学童クラブ、その他の子育て支援サービスが活用できるよう、受入体制を充実させていくことが必要です。

障害理解を広げることにより、市内小・中学校において、特別支援教育の充実を図るとともに、学校以外の場所で、働くことやスポーツ・文化芸術・余暇活動など多様な活動の機会を確保していくことが求められます。

国際化の進展に伴い、市では外国人登録者数が増加傾向にあります。外国にルーツのある子どもの場合には、言葉のみならず、文化、習慣等の違いから様々な場面で戸惑いを抱えていることが考えられます。市で子育てをする外国人の増加も想定されることから、外国人の子育て家庭にも対応できるよう外国語での情報提供について充実していく必要があります。

■ 発達の遅れやかたよりのある子ども・障害のある子どもへの支援等の推移 ■

利用状況	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児通園事業（子ども発達センター）（延べ利用児童数）	人	7,481	6,225	7,421	7,441	7,223
発達支援事業（子ども発達センター）（利用児童数）	人	738	688	636	660	712
保育所における障害児の受入	人	113	131	134	144	154
特別支援学級児童数	人	110	113	128	145	142
放課後等デイサービス事業（ぴっころ）（延べ利用人数）	人	2,391	1,890	1,790	1,793	1,790
障害児（者）医療的ケア体制支援事業（コーディネーター相談延べ件数）	件	344	625	629	799	331
障害児（者）フットサル事業（延べ参加者数）	人	398	344	354	555	598
緊急一時養護事業（子ども発達センター）（延べ利用者数）	人	133	65	51	61	20
リフレッシュ支援事業（子ども発達センター）（延べ利用者数）	人	62	77	120	155	168

（資料）「調布市事務報告書」、調布市子ども生活部保育課「保育所における発達の遅れや障害のある子どもの受入数」

CHECK

配慮を要する子どもの 子育て家庭の声

Q. 市にしてほしいことや聴いてほしいことは？



小学校の授業などで障害のこと、生活が困難な人がいることを教えてほしい。



障害の有無に関わらず子どもたちが一緒に過ごす環境を整えてほしい。



障害児向けにスポーツや音楽、楽器などの体験会などを開催してほしい。



インクルーシブを進めてほしい。インクルーシブ遊具を増やしてほしい。

施策の方向

- 障害や発達の遅れ、かたより及びそのおそれのある子どもについて、健康診査等を通じた早期発見や、子ども発達センターを中心とする相談体制の充実を図り、早期に適切な療育及び支援サービスにつなげます。
- 子ども発達センターを中心に、子どもと保護者に寄り添った事業の充実を図るとともに、「本人支援」「家族支援」「地域支援」の各分野において、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。
- 保育所・幼稚園や学童クラブ、その他の子育て支援サービスにおいて、障害のある子どもについて、それぞれの状況に適した利用ができるよう、引き続き受入体制を整備していきます。
- 調布市障害者総合計画、調布市特別支援教育推進計画と連携を図り、母子保健、教育、児童・福祉の各分野が連携しながら、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や様々な相談に応じられるよう、子育て家庭の総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- 放課後等デイサービスの充実や就労のほかスポーツ・文化芸術・余暇活動など多様な活動の場や機会の確保を図ります。
- 外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、日常生活を円滑に送ることができるように、市ウェブサイトをはじめとする広報・周知のためのメディア等、多言語による情報提供や相談の充実に努めます。

主な事業・取組

4-2-1 乳幼児期における障害や発達等の早期発見（子ども家庭センター，健康推進課）

成長，発達状況を確認し，疾病や障害を早期に発見し，適切な治療や療育につなげるとともに，保護者の育児上の悩みなどに対応し，育児負担の軽減や早期対応を図ります。

また，障害のある方が，身近にある診療所で適切に歯科治療を受けられるよう障害者歯科診療事業により，一般の歯科医療機関では困難な歯科治療を行います。

- 新生児聴覚検査，3・4か月児健診，6・7か月児健診，9・10か月児健診，1歳6か月児健診，3歳児健診，乳幼児経過観察健康診査，乳幼児発達健康診査，乳幼児精密健康診査の実施
- 障害者歯科診療事業の実施

4-2-2 子どもの発達等の相談支援（障害福祉課，子ども家庭センター）

子ども発達センターにおいて，子どもの発達，障害の相談支援を行います。

保健センターにおいて，個別相談やグループワークを実施し，言語の発達や心理面・運動機能について経過観察が必要な乳幼児，育児の悩みや心配を抱える保護者に専門職による助言を行います。

子ども家庭支援センターすこやかにおいて，子どもの発達についての心配事，子育て相談，子どもと家庭に関する相談及び子ども自身からの相談などに対応し，必要に応じて専門機関と連携し，適切な助言を行うとともに，支援サービスの案内・提供を実施します。

- 子どもの発達相談の実施
- こどもの相談室の実施
- 「すこやか相談コーナー」の実施

4-2-3 福祉・教育の連携による個に応じたきめ細かな支援（保育課，障害福祉課，指導室）

幼稚園，保育所，小学校，中学校，子ども発達センター等の関係機関が連携するとともに，子どもの成育歴や今まで受けてきた支援の内容をまとめることで，一貫した継続的支援を行います。

また，就学前の教育・保育を小学校に，小学校における教育を中学校にスムーズにつなげ，児童・生徒が学校生活を不安なく過ごせるようにきめ細かな支援を行います。

- 幼保小連携推進協議会，障害児等福祉教育連携会議の開催
- i（アイ）－ファイルの活用
- 就学支援シートの活用

4-2-4 保育所・幼稚園における障害児の受入体制の整備・支援（保育課）

公立保育所における専用職員の配置による保育受入体制の整備及び障害児保育指導員，言語聴覚士による指導等を実施します。

また，私立保育所や幼稚園において，補助金の交付により，障害児の就園や障害児教育の充実を図ります。

- 認可保育所，幼稚園における障害児保育・教育の実施
- 私立認可保育所における障害児受入に係る補助
- 幼稚園心身障害児教育事業費補助金による補助

4-2-5 学童クラブにおける障害児の受入体制の整備・支援（児童青少年課）

学童クラブにおいて障害児を対応が可能な範囲で受け入れ、送迎を希望する児童の学校から学童クラブへの送迎を行うとともに、ゆずのき学童クラブにおいて、既存の学童クラブでは受け入れが困難な障害児を受け入れます。

また、配慮を必要とする子どもの成長・発達を支援するため、専門職員が訪問し、職員に関わり方や環境整備等の助言を行います。

- 学童クラブにおける障害児の支援
- 送迎事業の実施
- 巡回相談の実施

4-2-6 手当・助成等（障害福祉課，子ども育成課）

国や東京都の制度による手当，障害年金，医療費助成などの制度を広く市民に周知し，対象となる人が確実に制度やサービスを利用できるよう窓口や各媒体での案内体制の充実を図るとともに，市独自施策による手当等を継続して支給します。

- 障害福祉課で実施している手当等
心身障害者福祉手当（市制度，都制度），心身障害者交通手当，特殊疾病患者福祉手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，重度心身障害者手当，
- 子ども育成課で実施している手当等
特別児童扶養手当，児童扶養手当，児童育成（障害）手当，上・下水道料金及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料の減免（特別児童扶養手当・児童扶養手当受給世帯）
- その他
障害福祉サービス費の支給，障害児通所支援費の支給，心身障害者扶養共済制度，身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の診断書作成料の助成，日常生活用具・設備改善費の給付，補装具費の支給，中等度難聴児補聴器購入費助成金，ヘルプカードの配付，身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳

4-2-7 日本語を母語としない子どもの支援（指導室）

外国にルーツがある，又は帰国子女等にあたる児童・生徒に対し，日本語を学ぶ場，交流の場を提供し，学校生活への早期適応を図ります。

- 日本語指導教室の実施
- 日本語指導臨時講師の活用

4-2-8 日本語を母語としない子育て家庭等への支援（施策 2-3 関連）（子ども家庭センター，子ども育成課，文化生涯学習課（調布市文化・コミュニティ振興財団））

外国人の子育て家庭等と円滑なコミュニケーションを図り必要な支援を行えるよう母国語での対応や国際交流センターとの連携を図り，日本語を勉強したい子育て家庭を支援，外国人親子の居場所づくりをします。

- 英語版健診案内，電子翻訳機の活用
- 国際交流センターにおける通訳・翻訳ボランティア派遣事業，だっこらっこくらぶ（子育て中の親の日本語教室），交流サロン，交流事業・イベント，相談事業の実施
- 外国人のための調布市暮らしのガイドの配布
やさしい日本語研修の実施による窓口等でのやさしい日本語の積極的な活用を推進

4-2-9 発達の遅れやかたよりのある子どもへの療育等支援（障害福祉課）

子どもの障害や発達の遅れ、かたよりについて、子ども発達センターの職員が、保護者や子ども施設からの相談に応じ、早期に適切な療育へつなげるとともに、子どもの状況に応じた専門的かつ適切な療育等の支援を行います。

- 障害児通園事業（児童発達支援）の実施
- 発達支援事業（グループ療育、個別療育）の実施
- 相談事業・障害児緊急一時養護事業（一時預かり）・リフレッシュ支援事業の実施
- 巡回支援等による子ども施設支援事業の実施

4-2-10 就学等の相談支援（指導室）

障害の状態や教育上必要な支援の内容に応じた適切な教育の場を提供するため、就学・転学・校内通級教室等の入退級の相談を行います。また、教育支援コーディネーターと教育相談所の連携により、悩みや不安、心配ごとを抱える児童・生徒や保護者一人ひとりの心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かな教育相談の充実を図ります。

- 教育相談所の就学相談の実施
- 就学相談に必要な医師の診察記録作成文書料の助成
- 教育支援コーディネーターによる相談の実施

4-2-11 特別支援教育の推進（指導室）

「調布市特別支援教育推進計画」に基づき、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

- 特別支援教育検討委員会の開催
- 特別支援教育コーディネーターの専門性向上
- 就学支援シートの活用

4-2-12 市立小・中学校との交流（指導室）

特別支援学校に在籍している市内在住の児童・生徒の副籍制度による市立小・中学校での交流活動を推進し、直接交流・間接交流を問わず、多様な児童・生徒ができるだけ同じ場で学ぶことや、相互の情報を共有できるように取り組みます。

- ◎ 副籍制度による交流活動の推進

4-2-13 学校における配慮を要する子どもの受入体制の整備・支援（学務課、指導室、教育総務課）

医療的ケアを必要とする児童・生徒が学校において適切な医療的ケアやその他の支援が受けられるように学校・保護者・主治医・学校医等関係機関と連携し、環境・体制の整備について準備を進めます。

また、障害のある児童・生徒が学校生活を送るうえで、個別最適な学びや主体的・対話的な学びを実現するために ICT 機器を活用した指導の充実や安全性を確保するために学校施設の改修工事や校舎建替えに併せ、計画的にバリアフリー整備を進めていきます。

- ◎ 小・中学校における医療的ケア児童・生徒の受入体制整備
- ◎ 小・中学校における ICT 機器の活用、バリアフリー整備

4-2-14 放課後等の活動の支援（障害福祉課、社会教育課）

放課後等デイサービスにより、障害のある児童に日中活動の場所を提供し、専門的な療育を行います。

また、特別支援学級や特別支援学校の在籍者・卒業者を対象にスポーツや映画鑑賞など様々な社会体験活動を実施することで、集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。

- 総合福祉センター放課後等デイサービス事業（びっころ）の実施
- 遊ing（ゆーいんぐ）事業（特別支援学級在籍者）の実施
- 杉の木青年教室（特別支援学級卒業者）の実施
- のびのびサークル事業（特別支援学級在籍者・卒業生及び特別支援学校在籍者・卒業生）の実施

4-2-15 働く機会の充実、就労支援（障害福祉課）

障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し、就労の促進を図ります。

- 障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう（主に知的障害者、身体障害者）における就労支援
- こころの健康支援センター就労支援室ライズ（主に精神障害者、発達障害者）における就労支援
- ワークライフカレッジすとおく（主に知的障害者）における就労支援

4-2-16 作業所等のネットワーク構築（障害福祉課）

作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、市内の作業所等が共同して受注先の開拓や共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組むネットワーク構築やその活動に対する補助を行います。

- 作業所等経営ネットワーク支援事業の実施

4-2-17 日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害福祉課）

特別支援学校の卒業生等の利用希望に応え、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保するため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく通所施設等を開設・運営する事業者を支援します。

- 障害福祉サービス事業所開設費・運営費補助
- 重度知的障害者通所施設への運営費補助

4-2-18 余暇活動の支援（障害福祉課）

学校や就労、通所施設等の日中活動以外の場所や時間における、レクリエーション、スポーツなどの余暇活動の充実のほか、運動不足の解消や家族の負担軽減を図ります。また、イベント開催に当たり、ボランティアや地域住民、関係機関の協力を得ることで、障害者理解の推進を図ります。

- 障害者地域活動支援センター事業（障害者地域活動支援センタードルチェ（身体障害）、障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう（知的障害）、地域生活支援センター希望ヶ丘（精神障害））
- 障害者余暇活動支援事業「ほりで〜ぷらん」の実施
- 障害児（者）フットサル事業（あおぞらサッカースクール）の実施
- 日中一時支援事業の実施

4-2-19 子どもの預かり等の支援（障害福祉課）

中学生以上の知的障害児の保護者が病気や所用、その他休養が必要となった場合等、一時的に介護が困難になった場合に、障害児本人の預かりの実施や、宿泊保護4箇所（重症心身障害者、身体障害者、障害児）、日帰り保護1箇所で障害者（児）の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者（児）本人の預かりを実施します。

その他、家庭において入浴することが困難な身体障害者の自宅へ訪問入浴車を派遣し、室内で入浴を行います。

- 在宅障害者ショートステイ事業の実施
- 在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業の実施
- 訪問入浴サービスの実施

4-2-20 医療的ケア児の支援（障害福祉課）

医療的ケアを要する障害児への支援のため、看護職（医療的ケア児コーディネーター）を配置し、医療と福祉の両面におけるコーディネートや施設の受け入れや対応に関する支援の調整や助言等を行います。

また、その他相談支援業務に従事する職員についても、養成研修の受講を進め、地域における医療的ケア児等の相談支援体制の整備を進めます。医療的ケア児とその家族への継続的な支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、連絡調整、情報交換を図ります。

さらに、在宅の重症心身障害児や医療的ケア児に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定期間ケアを代替し、家族の休養や就労支援を行います。

- ◎ 障害児（者）医療的ケア体制支援事業の実施
- ◎ 医療的ケア児支援関係機関連絡会の開催
- ◎ 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の実施

基本施策 4-3 児童虐待防止対策・社会的養護及びヤングケアラーへの支援

現状と課題

市では、児童虐待防止対策として、子ども家庭支援センターすこやか内に設置した児童虐待防止センターにおいて、児童虐待に関する相談や通告を受け付け、早期発見・早期対応に努めています。

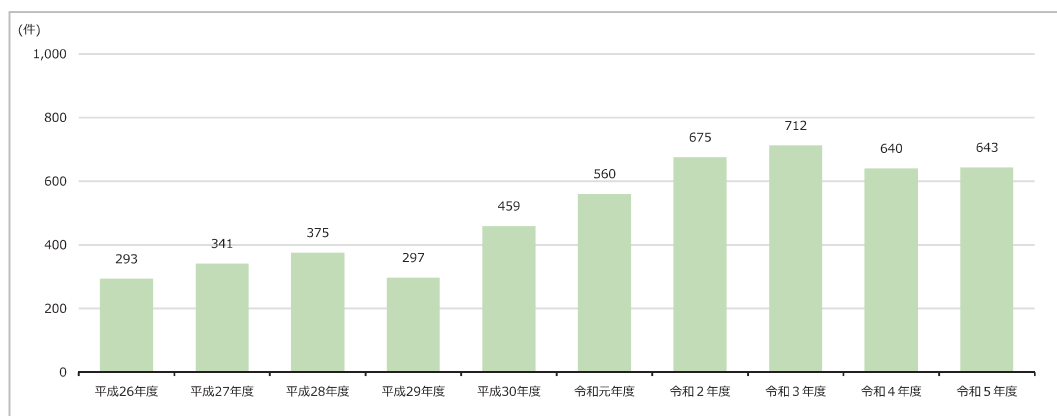
また、保健センターでは母子保健の観点から、男女共同参画推進センターでは DV（配偶者暴力）の観点から、各種事業や相談業務を実施しています。

児童虐待に関する相談は、依然として多く寄せられ、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しているため、児童相談所、警察署、医師会、庁内関係部署等の関係機関や地域との連携を強化し、迅速かつ適切な対応が求められています。加えて、児童虐待防止センター事業の安定的な運営と相談体制の強化を図る必要があります。さらに児童福祉法の一部改正（令和4年）に基づき、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」に移行する必要があります。

また、東京都は、国の児童相談所の配置基準等を踏まえ、令和5年3月に多摩地域児童相談所配置計画を作成しました。市を管轄する多摩児童相談所に変更はありませんが、管轄人口 82 万人と多摩地域最大規模となります。このことを受け、児童虐待相談など複雑化する相談に迅速かつ的確に対応するため、市内にサテライトオフィスを設置できるよう、東京都及び多摩児童相談所と連携した取組を推進する必要があります。

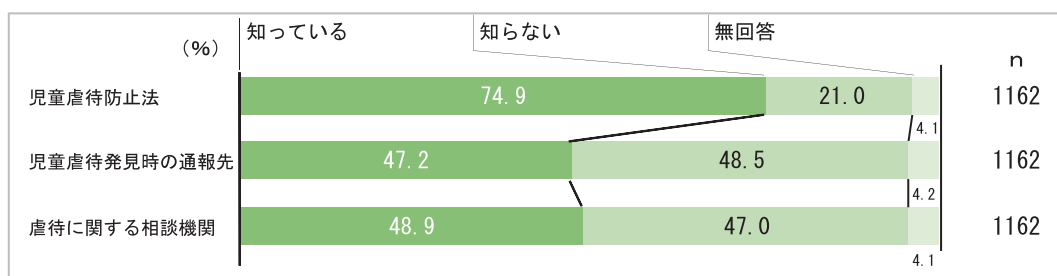
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者（ヤングケアラー）について、介護が長期にわたったり、責任や負担の重さにより心身の発達や友人等との人間関係の構築に支障をきたしたり、進路選択に制約をもたらすケースがあることが課題であると捉えられています。そのため、ヤングケアラー本人が望む学業や社会参加等を制限されることなく継続できるよう、個々の状況に応じた支援に取り組んでいく必要があります。

虐待に関する相談件数の推移



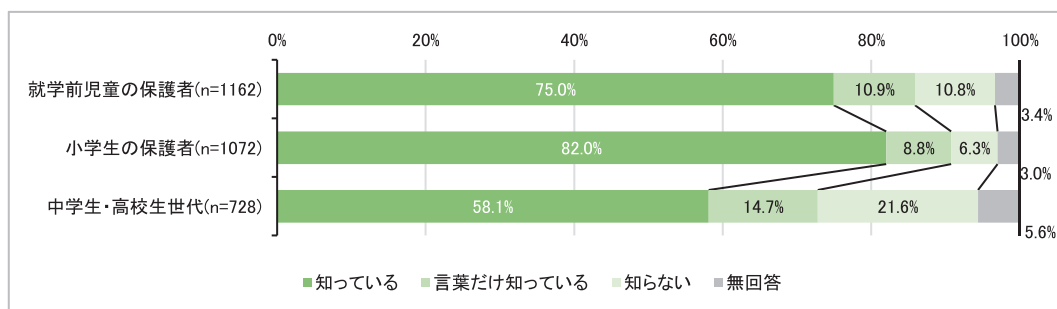
（資料）「調布市事務報告書」

■ 児童虐待に関する認知状況 ■



(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■ ヤングケアラーという言葉を知っているか ■

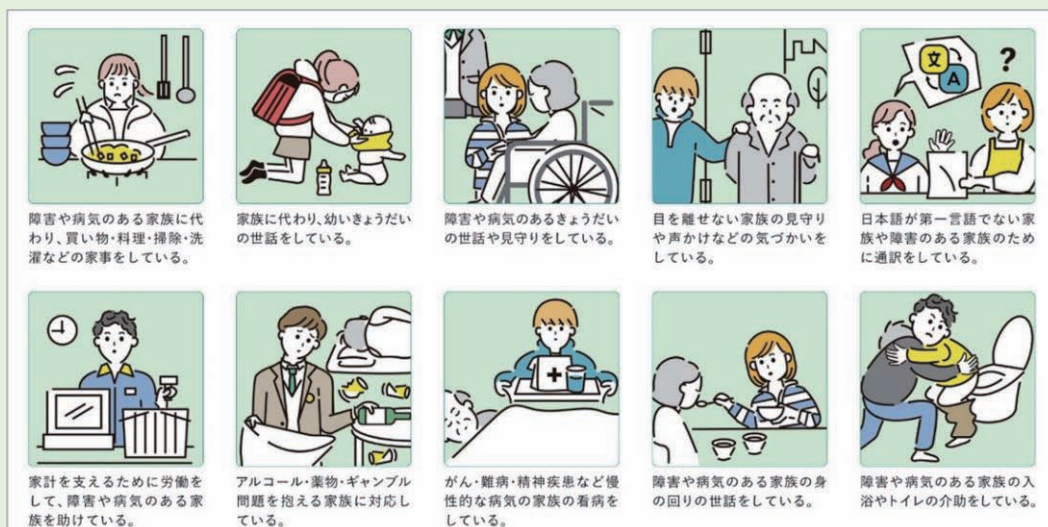


(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者），
子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

CHECK ヤングケアラーとは？

「ヤングケアラー」とは、下記のような、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。
ヤングケアラーの支援対象は、概ね 30 歳未満の者を中心としています。



(資料) 令和 6 年 3 月 15 日 こども家庭庁全国こども政策主管課長会議

「(資料 15) こども家庭庁【支援局虐待防止対策課】」

CHECK

ヤングケアラーの声

市内に住む大学生で、認知症の祖父を含め家族5人で暮らしており、10年前に祖父の認知症の症状が進行し、10歳頃から介護に参加しています。現在も介護は続いており、長い経験の中で、どんな気持ちで、どのように関わってきたのか、お話を伺いました。

Q. 具体的にどのように介護に関わってきましたか？

家族の中で、ローテーションで役割を分担し、私は、例えば洗濯などの力仕事を中心に担ってきました。そのほか祖父の介助などを行っています。家族の目が祖父に行き届いていない時には、柔軟に対応することが必要ですので、様々なことを幅広く行っています。

Q. 辛いと感じることはありますか？

祖父とずっと一緒に暮らしているので、認知症の進行が目に見えて分かることです。いろんなことを徐々に忘れていくので、小学生の頃は私の名前を呼んでくれましたが、今は名前も分からなくなっている状況がとても辛いですね。

Q. 支援の手を差し伸べるためにできることは何だと思えますか？

家に突然来られて「ヤングケアラーの方ですよ」と聞かれても受け入れられないと思います。自分から相談に行ったからこそ、すべてが肯定的に捉えられたのだと思いました。困っている事に自ら気づき、他からの支援を受け入れられるような方法を、私自身これからも考え続けていきたいと思っています。

Q. 大人に伝えたいことはありますか？

ヤングケアラーの中にもいろんな人がいて、軽度であれば、その人がヤングケアラーだと誰も分からないと思います。
だからこそヤングケアラーという概念を、世間がもうちょっと広く受け止めてくれたら良いなと思います。

施策の方向

- 児童虐待の早期発見、早期対応のため、継続的な支援を行うとともに、児童虐待防止のための体制整備、機能強化を図るとともに、虐待の予防に努めます。
- 支援を必要とする児童に適切な対応ができるよう、児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するとともに、社会的養護が必要な子ども・若者に対しては、社会的孤立を防ぎ、社会的自立を支援します。
- ヤングケアラーに関する正しい理解と社会的認知度の向上を図るとともに、福祉、介護、医療、教育などの関係機関や民間団体や地域等と連携し、ヤングケアラーの実態把握、早期発見、早期支援を図ります。

主な事業・取組

4-3-1 児童虐待防止センター事業の推進（施策 4-1 関連）（子ども家庭センター）

子ども家庭支援センターすこやか内に設置した、児童虐待防止センターにおいて、市民からの緊急的な相談に応える窓口として「すこやか虐待防止ホットライン」を活用し、虐待を防止するとともに、子育てに不安を持つ親子を積極的に支援します。

また、児童虐待に関する相談や通報の内容に応じて、児童相談所などの関係機関と連携し、迅速で適切な対応を行います。

- 児童虐待防止センターの運営

4-3-2 要保護児童に関する関係機関との連携（子ども家庭センター）

要保護児童等への適切な支援を図るため、情報の交換や支援に関する協議を行います。構成機関である代表者による会議、実務者による会議のほか、個別ケースに対応するための関係者会議を随時開催するほか、当該協議会の枠組みを通じ、関係者間で積極的な情報共有を行います。

- 要保護児童対策地域協議会の開催

4-3-3 児童虐待防止に係る普及啓発（子ども家庭センター）

児童虐待防止のメッセージを込めたオレンジリボンをシンボルマークに、子どもの権利の尊重の周知とともに児童虐待防止に係る啓発活動を行うものです。秋のこどもまんなか月間である 11 月にその取組を強化していますが、児童虐待防止に係る普及啓発活動は通年で実施します。

- オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの実施
- ◎ 秋のこどもまんなか月間に合わせた広報

4-3-4 里親制度の普及（子ども家庭センター）

里親体験による発表会を東京都と合同で開催し、様々な事情から家庭で暮らすことのできない子どもと、養子縁組を目的とせず一定期間養育する里親制度の普及を図ります。

- 養育家庭体験発表会の開催

4-3-5 児童養護施設退所者への支援（子ども政策課）

市内の児童養護施設と連携し、養護施設退所者等に住居を借り上げ、一定期間提供するとともに、就労、学業、日常生活等の支援及び相談等の援助を実施します。

また、経済的に支援を必要とする養護施設を退所した大学等在学者に対して給付金を支給することで、当該大学等在学者の生活の安定を図ります。

- 児童養護施設退所者等支援事業（ステップアップホーム事業）の実施
- 大学等在学者に対する生活支援給付金支給事業の実施

4-3-6 養育支援（子ども家庭センター）

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した児童の養育が可能となるよう、保護者の養育能力を向上させるための相談支援や、負担軽減のための育児・家事援助等を行います。

- 養育支援訪問事業の実施
- ◎ 子育て世帯訪問支援事業の実施

4-3-7 ヤングケアラーへの支援（施策 4-1 関連）（子ども家庭センター）

本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者（ヤングケアラー）の負担軽減に向けて、継続した周知啓発を行うほか、ヤングケアラー・コーディネーターを中心に、子ども家庭支援センターすこやかとともに、教育・福祉・子ども分野の公的機関のほか、市内の民間団体とも連携した実態の把握や支援に取り組みます。

- ◎ ヤングケアラーの周知啓発
- ◎ ヤングケアラー・コーディネーターの配置

4-3-8 母子・女性の緊急保護・支援（子ども育成課、生活福祉課）

居所を失うなど緊急に保護を要する母子又は女性に対し、必要な保護と相談・援助等を行い、自立への手段を講ずるまでの応急的な支援を行います。

- 母子・女性緊急一時保護事業の実施
- 生活保護法による支援

4-3-9 調布市子ども条例や子どもの権利の普及啓発（施策 1-1 関連）（子ども政策課）

調布市子ども条例及び子どもの権利について、様々な媒体や手法を用いて子どもや子どもに関わる大人への広報・啓発を行います。

- 「みんな なかよし！」をテーマに小学生から絵を募集、ごみ収集事業者と連携した子どもの見守り、「いじめや虐待のないまち宣言」及び調布市子ども条例普及啓発事業
- ◎ 調布市子ども条例及び子どもの権利に関するリーフレット作成、出前講座の実施
- ◎ 春のこどもまんなか月間に合わせた広報

4-3-10 切れ目ない一体的相談支援体制づくり（施策 2-2 関連）（子ども家庭センター）

児童福祉法の改正に基づき、現在「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」としての役割を担っている「健康推進課」、「子ども家庭支援センターすこやか」、「児童虐待防止センター」の運営体制を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」に移行し、それぞれの専門的知見やスキルを活かし、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制づくりを進めます。

また、予防的支援推進とうきょうモデル事業（令和6年度で終了）について、妊娠期から積極的な訪問や必要な支援を行うことにより、出産後も保護者が安心して子育てができていることから、取組の本格実施を検討し、支援体制の強化を図ります。

- ◎ こども家庭センターへの移行・運営
- ◎ 妊娠期からのパートナーシップ事業の実施（予防的支援推進とうきょうモデル事業の本格実施）

4-3-11 育児の不安や困難への相談支援（施策 2-3 関連）（子ども家庭センター）

育児不安や育児困難を抱えている母親を対象とし、育児の大変さを共有し合うグループワークを実施し、育児の負担感の軽減を図ります。

- 親子のメンタルケア相談の実施

4-3-12 いじめ・虐待の防止と対応（施策 4-1 関連）（指導室，子ども家庭センター）

いじめ，虐待については，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用や子どもを守る地域ネットワーク，子ども家庭支援センターすこやかや児童虐待防止センターとの連携を通じて，未然防止，早期発見，早期対応等を行います。

- スクールカウンセラーによる小学校 5 年及び中学校 1 年の全児童・生徒面談を実施
- スクールソーシャルワーカーの相談・支援，全校配置の体制構築
- 児童虐待防止センター事業の推進

4-3-13 DV 等への相談・支援（多様性社会・男女共同参画推進課）

DV 等女性が抱える様々な悩みについて，相談者自身が問題解決の糸口を見出せるよう，面接・電話による相談を受け付けています。必要な情報を提供する等，関係機関と連携を図りながら支援します。

また，11 月 12 日～25 日「女性に対する暴力をなくす運動」（内閣府男女共同参画推進本部）にちなみ，DV についての講演会・講座等を開催し，女性に対する暴力の根絶に取り組みます。

- 女性の生きかた相談の実施
- 女性のためのヘルスケア相談の実施
- DV についての講演会・出前講座の実施
- パープルリボンプロジェクト in ちょうふの実施

基本施策 4-4 ひとり親家庭への支援

現状と課題

「令和5年度調布市ひとり親家庭等アンケート調査」の結果によると、ひとり親家庭においては、不安・心配なこととして生活費や教育費の回答が高い割合を占めています。また、経済的な理由から電話・電気・水道・ガス・家賃のライフラインが未払いとなった経験が「ある」と答えた回答者のうち、電話・電気・ガス・家賃を未払いになったのは約4割、また、保護者が食事回数や量を減らしたと回答した人は、回答者のうち3割を超える結果となりました。

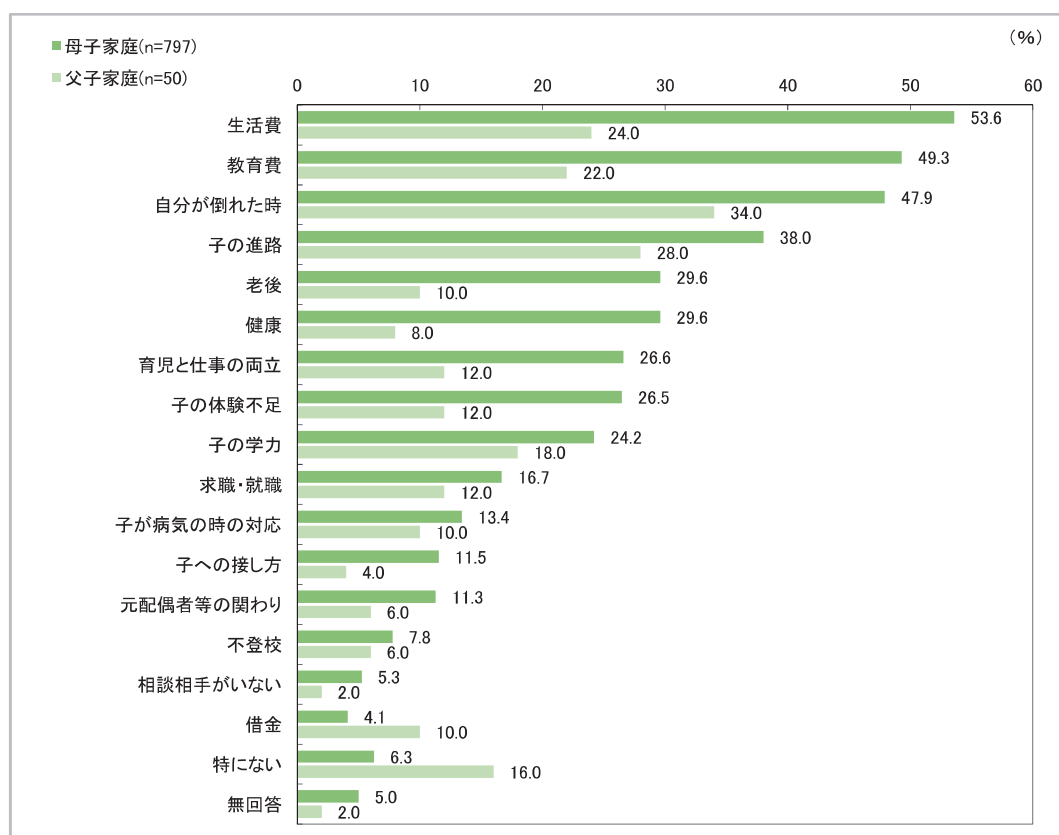
ひとり親家庭の置かれている生活実態や就業状況等に目を向けると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することが見受けられます。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むとともに、子どもに届く生活・学習支援を進めることが求められています。

ひとり親家庭の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っています。

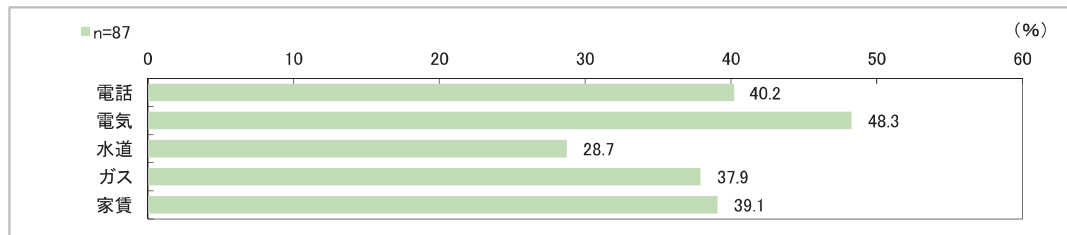
調布市子ども条例第6条第3項では、「市は、ひとり親家庭等の支援について、総合的な施策を推進するものとする。」としており、関係機関が連携して総合的な支援を行っていく必要があります。

■ ひとり親家庭の不安・心配なこと ■



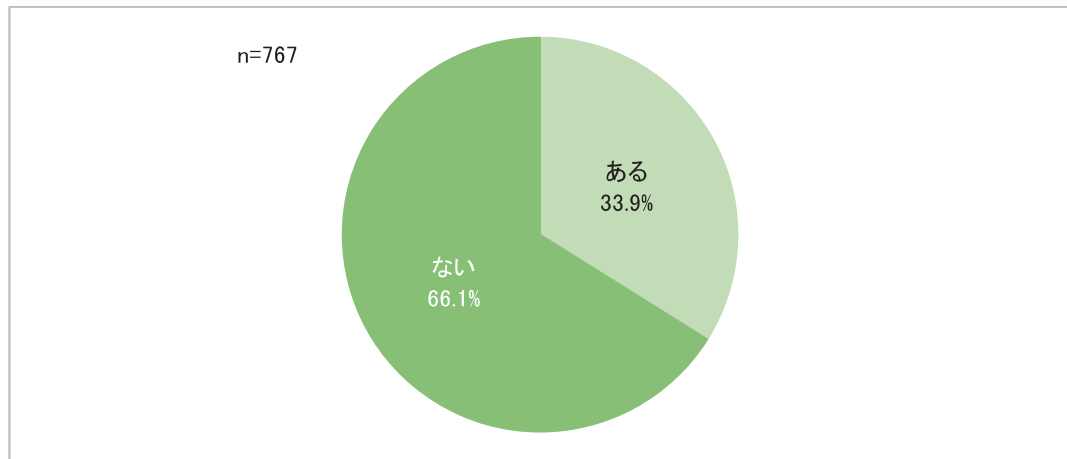
(資料) 令和5年度調布市ひとり親家庭等アンケート調査

■ ライフラインの未払い ■



(資料) 令和5年度調布市ひとり親家庭等アンケート調査

■ 親の食事を減らしたこと ■



(資料) 令和5年度調布市ひとり親家庭等アンケート調査

施策の方向

- ひとり親家庭が必要な支援に確実につながるよう、相談支援事業の充実を図るとともに、福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたる関係機関との協力・連携を強化します。
- 複雑化・多様化する相談に適切に対応できるよう、関係機関との連携はもとより、相談員の対応力の向上を図ります。
- 保護者の就労と暮らしの安定に向け、就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、就労意欲のある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。
- ひとり親家庭等が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、保護者の就業・修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、ホームヘルパーを派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。

主な事業・取組

4-4-1 子育て支援サービスに係る相談支援（子ども育成課）

ひとり親家庭、ひとり親家庭の20歳未満の子ども、ひとり親家庭となることが想定される親及びその関係者に対し、日常生活や育児等に関する様々な相談、子育てサービスに関する情報提供を行います。

- 子育て支援サービス相談員の配置

4-4-2 ひとり親家庭の就労支援（子ども育成課）

保護者の就労と暮らしの安定に向け、就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、就労意欲のある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。

また、個々の状況に合わせた自立支援プログラムを作成し、育児と就労の両立を支援します。

- 母子・父子就労支援専門員の配置
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

4-4-3 ひとり親家庭の自立支援（子ども育成課）

ひとり親家庭の日常生活や育児、就労、子どもの学習や進路等に関する複雑化・多様化する相談内容に対応するため、個々の事情に合わせた相談に応じるとともに、他機関との連携や、支援員による訪問等自立に向けた総合的な支援を行います。また、就労に結びつきやすい資格を取得するため修学する際、給付金の支給により、資格取得を目指す間の学費や生活の負担の軽減を図ります。

- 母子・父子自立支援員の配置
- ひとり親家庭相談窓口強化事業の実施
- 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）支給

4-4-4 ひとり親家庭への生活支援（子ども育成課）

ひとり親家庭等が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、保護者の就業・修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、支援員を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。

- ひとり親家庭ホームヘルプサービス（ホームヘルパーの派遣）の実施

4-4-5 子どもの学習・相談支援（施策4-5 関連）（子ども育成課、生活福祉課）

ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもたちが経済的困窮により教育の機会に恵まれず、進学や就職を諦めてしまうことがないように学習・相談支援を行います。

また、高校進学に向けた学習及び学習習慣獲得のための支援を行うとともに、子ども・若者に対して学習支援や居場所の提供を行い、進学や高校中退者・無業の若者の学び直しや就労につなげていくための支援を総合的にを行います。

その他、高校を卒業していないひとり親家庭の親及びその子どもが、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、給付金を支給し、生活の負担の軽減を図ります。

- 調布市子ども・若者総合支援事業（ここあ）の実施
- ひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金の支給
- ひとり親家庭高卒認定試験合格支援促進給付金の支給
- ひとり親家庭通信制高校卒業支援給付金の支給

4-4-6 養育費の確保に向けた支援（子ども育成課）

離婚協議前後の父母等に対し、親子交流・養育費の取決め方や、養育費の請求に関する相談支援を行います。

また、養育費に関する公正証書等の作成支援を通じて離婚後のひとり親が子どもを養育するために必要な費用を確保することで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

- ◎ 養育費確保支援事業の実施
- ◎ ひとり親家庭夏季集中相談の実施

4-4-7 母子生活支援施設による支援（子ども育成課）

ひとり親家庭の母が子どもを育てていくにあたり、家庭の事情、疾病、就業等により生活援助が必要となった際に、一定期間、母子生活支援施設を活用し、住まい・就業の支援や、親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行います。

- 母子生活支援施設を活用した支援

4-4-8 ひとり親家庭の実態把握（子ども育成課）

ひとり親家庭の現状とニーズを把握し、今後のひとり親家庭に対する支援に役立てるため、アンケート調査を実施し、ひとり親家庭に対する福祉施策の充実に向けた基礎資料とし、新たな支援策の展開につなげていきます。

- 「ひとり親家庭等アンケート調査」の実施

4-4-9 ひとり親家庭等医療費の助成（子ども育成課）

ひとり親家庭等の要件に該当する母、父又は養育者及び 18 歳に達する日以降最初の 3 月末日まで（中程度以上の障害がある場合は、20 歳未満まで）の児童に、医療費の自己負担分（課税世帯は、自己負担分の一部）を助成します。

- ひとり親家庭等医療費助成（生活保護受給者、健康保険未加入者は対象外、所得制限あり）

4-4-10 ひとり親家庭への手当（子ども育成課）

ひとり親家庭等の生活の安定に寄与するとともに、子どもの健やかな成長に資するため、児童を養育している父又は母等に、各種手当を支給します。

- 児童扶養手当の支給（18 歳に達した年度末日までの児童（中程度以上の障害がある場合は 20 歳未満まで））
- 児童育成手当（育成手当）の支給（18 歳に達した年度末日までの児童）

CHECK

調布市子ども・若者総合支援事業(ここあ)とは？

学校・仕事・家庭生活(ひきこもり等)などの困りごとについて相談に応じるとともに、様々な事情により進学や就職をあきらめてしまうことがないよう、学習支援や居場所の提供を行い、進学や自立に向けたサポートをすることを目的として、平成27年度から調布市社会福祉協議会に委託して実施しています。

相談

概ね中学生以上の子ども・若者及びその家族について、電話・訪問等での相談に応じ、必要な支援機関への紹介等も含め、課題解決に向けた支援を行います。



居場所

概ね15歳以上の子ども・若者について、自宅や学校、職場でもない、ゆったり過ごすことができる居場所を提供しています。自由に参加することができる調理・手芸・スポーツなどのプログラムもあり、スタッフや他の利用者と交流することもできます。



学習支援

児童扶養手当や就学援助等を受給している家庭の中学生を対象に、学習コーディネーターの助言のもと学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援です。高校進学に向けた学習および学習習慣を身に着けるためのサポートを行います。



基本施策 4-5 子ども・若者、子育て家庭への貧困対策

現状と課題

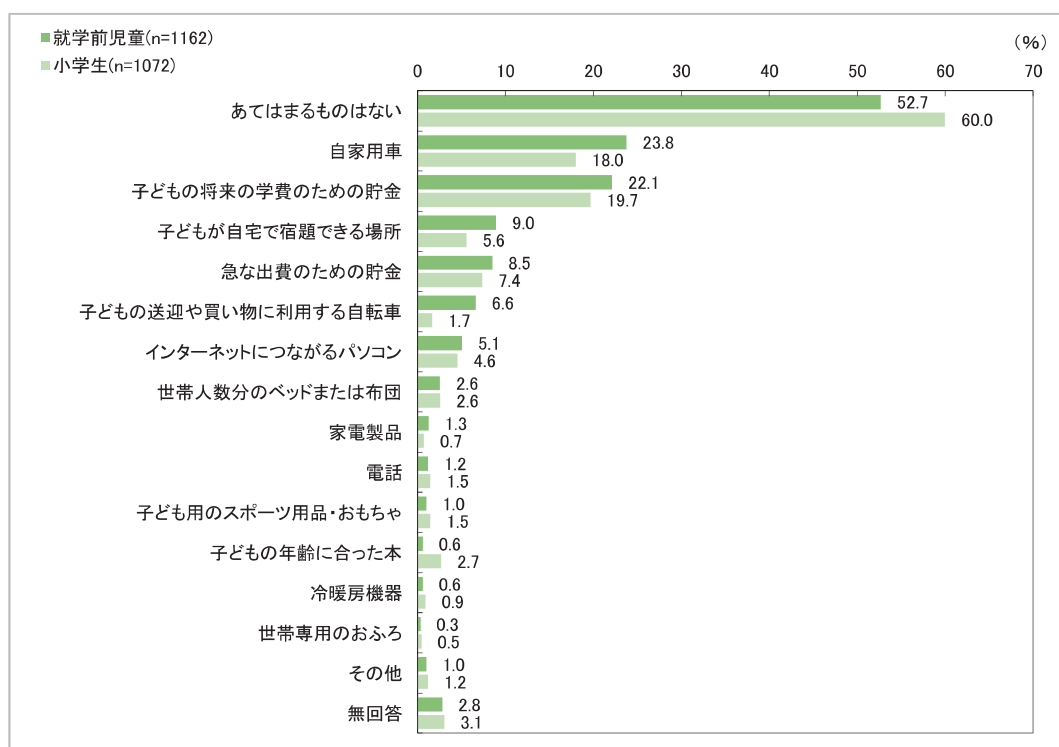
令和6年6月、「こどもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が国会で成立しました。これにより、法律の名称も「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、「子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと」、「子どもが多様な体験の機会を得られないこと」など、貧困によって生じる具体的な課題が示されたほか、「子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないよう」と法律の目的が明確化されました。

市においては、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（令和5年）で、経済的理由のために「子どもの将来のための貯金」がないと回答した割合は、就学前児童の保護者では全体の22.1%、小学生の保護者では全体の19.7%にのぼっています。

その他、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに1割以上が経済的な理由により「衣類の購入」を見送ったことがあると回答しています。

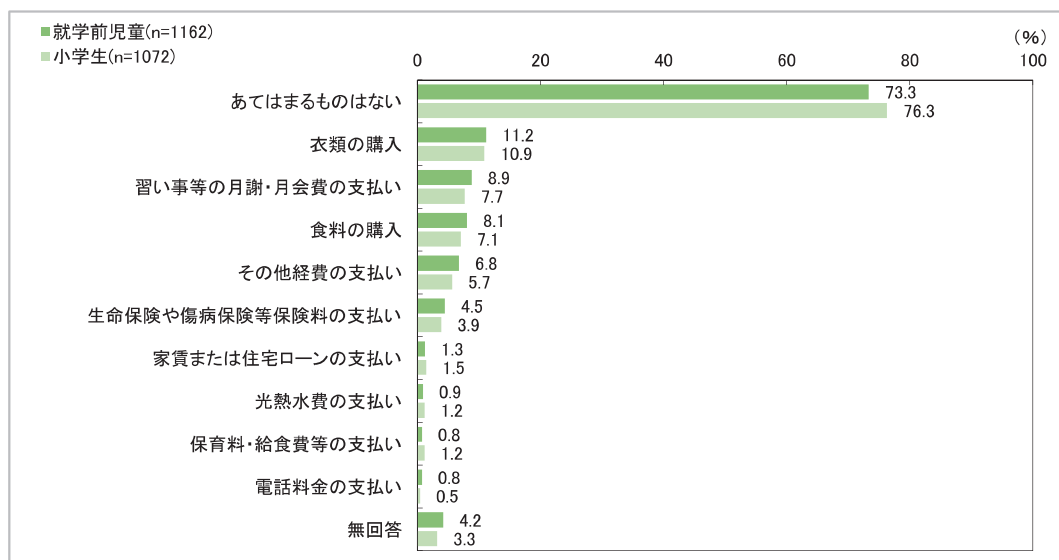
子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが求められます。

■ 経済的理由のために世帯で持っていないもの ■



(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）

■ この1年で経済的理由のために見送ったもの ■



(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (就学前児童の保護者・小学生の保護者)

CHECK

若者の声

Q. どうしたら必要な人に支援が届けられるか？



子ども一人では、自分の境遇を客観視して支援が必要な状況だという判断をつけるのは難しいので、職員や大人が支援について知り、支援が必要と感じれば、情報を子どもや保護者に伝えられると思う。



行政が地域とつながっていることが重要。そうすれば、地域の方などが、必要な人に支援の情報を届けてくれたりするかもしれない。



媒体問わず、いつでも何でも相談してほしいというメッセージ発信がほしい。部屋の雰囲気や相談員がどんな人なのか、利用できる支援が分かると安心する。



人によって利用しやすい方法は異なるので、相談する場合、電話・メール・来所など、多様な方法があるとよい。

施策の方向

- 貧困の状況にある子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。
- 家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、すべての子どもが、将来の夢や希望を持ち、挑戦できるよう、貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生、大学生等への支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、これらの修学支援が必要な世帯に利用されるよう、周知等に取り組めます。
- ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押し、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化します。
- 保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。
- ひとり親家庭が必要な支援に確実につながるよう、相談支援事業の充実を図るとともに、福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたる関係機関との協力・連携を強化するほか、各種手当や給付金、医療費助成等の経済的な支援を実施します。
- 複雑化・多様化する児童相談に適切に対応できるよう、関係機関との連携はもとより、相談員の対応力の向上を図ります。
- 保護者の就労と暮らしの安定に向け、就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、就労意欲のある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。
- 子育て家庭等の生活基盤の安定に資するよう、各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、経済的支援を必要とする人たちに適切な支援を行います。

主な事業・取組

4-5-1 乳幼児期の支援（子ども家庭センター）

経済的理由のある妊産婦，乳幼児に対し保健指導に要する費用を公費で負担します。

また，適切な栄養の摂取が困難な母子に対し，粉ミルクを支給します。

- 妊産婦・乳幼児保健指導票交付
- 母子栄養強化乳製品支給扶助

4-5-2 幼児教育・保育の利用料負担軽減（施策 2-4 関連）（保育課）

市民税非課税の子育て世帯の幼児教育・保育に係る利用料の保護者負担軽減を図ります。

- 市民税非課税世帯の幼児教育・保育に係る利用料無償化又は補助
- 延長保育料の減免

4-5-3 子どもの学習・相談支援（施策 4-4 関連）（子ども育成課，生活福祉課，児童青少年課）

ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもたちが経済的困窮により教育の機会に恵まれず，進学や就職を諦めてしまうことがないように学習・相談支援を行います。

また，高校進学に向けた学習及び学習習慣獲得のための支援を行うとともに，子ども・若者に対して学習支援や居場所の提供を行い，進学や高校中退者・無業の若者の学び直しや就労につなげていくための支援を総合的に行います。

その他，高校を卒業していないひとり親家庭の親及びその子どもが，より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため，給付金を支給し，生活の負担の軽減を図ります。

- 調布市子ども・若者総合支援事業(ここあ)の実施
- ひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金の支給
- ひとり親家庭高卒認定試験合格支援促進給付金の支給
- ひとり親家庭通信制高校卒業支援給付金の支給

4-5-4 教育費の負担軽減（学務課）

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して，教育費の一部を援助し，負担軽減を図ります。

- 就学援助の実施

4-5-5 子どもの食の確保の支援（子ども政策課，文化生涯学習課）

貧困の状況にある子どもやひとり親家庭等を含めた経済的に困窮している者の食品アクセス確保を図るため，食の支援や地域交流ができるような体制づくりを推進します。

- ◎ 子ども食堂やフードバンク等を行う団体への運営費の補助
- ◎ 子ども食堂等マップの更新
- フードドライブの実施

4-5-6 各種貸付制度等による支援（子ども育成課、福祉総務課（調布市社会福祉協議会）、生活福祉課）

子どもの進学や自立、家庭の就労や自立等のための資金の貸付や各種制度の周知を行います。

- 子ども育成課で実施している貸付
母子・父子福祉資金の貸付（就学支度資金・修学資金等）、女性福祉資金の貸付（就学支度資金・修学資金・転宅資金等）
- 福祉総務課・調布市社会福祉協議会で実施している貸付
受験生チャレンジ支援貸付、教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、総合支援資金の貸付（生活支援費・一時生活再建費・住宅入居費）、生活福祉資金の貸付
- 生活福祉課で実施している貸付
緊急援護資金貸付
- その他の制度等
JR 通勤定期乗車券の割引、都営交通機関の無料パスの交付、上・下水道料金及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料の減免

4-5-7 子育て家庭への生活保護による支援（生活福祉課）

小・中学生を対象に、入学準備金、教材代、学校給食費、交通費等を、高校生を対象に、入学検定料、高校等入学準備金、教材代、交通費、授業料等を支給するとともに、小・中・高校生を対象とした通塾代、大学等受験費用、進学・就職準備金等を支給します。

また、世帯の状況に応じ、自立に向けた相談・支援を行うとともに、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、国の基準に対し収入の不足分を給付します。

- 生活保護（小・中学生向け）による支援
- 生活保護（高校生向け）による支援
- 生活保護（次世代育成支援プログラム他）による支援
- 生活保護（ケースワーカーによる生活相談・支援）による支援
- 生活保護（生活費等の法内援護）（現物給付含む）による支援

4-5-8 生活困窮者の支援（生活福祉課）

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方の自立を支援するために、ワンストップ型の相談窓口「調布ライフサポート」において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援します。

- 自立相談支援事業の実施
- 就労準備支援事業の実施
- 家計改善支援事業の実施

4-5-9 就労に向けた支援（子ども育成課、児童青少年課、生活福祉課、産業振興課、多様性社会・男女共同参画推進課）

子ども・若者総合支援事業（ここあ）において、生活困窮世帯やひとり親家庭等の抱える固有の事由により、進学や就職をあきらめてしまうことがないように就労に関する相談支援を行うとともに、ちようふ若者サポートステーションなどの関係機関の紹介や情報提供を行います。

また、雇用と福祉の一体的支援事業の一環として、調布市庁舎内にハローワーク窓口を常設し、生活保護受給者をはじめ、生活困窮者、児童扶養手当受給者等に対する就労支援を行います。加えて、就労意欲や心身の健康状態により、就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。

更に、調布国領しごと情報広場において、様々な求人情報や職業相談、職業紹介をはじめ、ハローワーク府中と連携したセミナーや面接会の開催、「マザーズコーナー」においては保育付き就労セミナーの共催や、就職活動用スーツの貸出などを行います。

その他、「女性のための仕事&生活サポート相談」などの面接相談、さらに女性のキャリア形成をテーマとしたグループ相談など、女性の就労に関する相談を実施するとともに、女性の多種多様な相談に対応し、ケースワーカー、母子・父子就労支援専門員等が各関係機関と連携を図りながら自立に向けた就労支援を行います。

- 子ども・若者総合支援事業（ここあ）における相談支援
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施
- 調布国領しごと情報広場及びマザーズコーナーにおける就労支援の実施
- 調布市就職サポート事業の実施
- 女性に向けた就労支援事業の実施
- 調布市母子・父子就労支援事業の実施

4-5-10 住まいに関する相談・支援（住宅課、生活福祉課）

子育て家庭などの様々な事情により住まいにお困りの方を対象に、調布市居住支援協議会の相談員が相談者の状況をうかがいながら、適切な民間賃貸住宅の情報の提供や福祉サービス、行政支援などにつなげます。

また、市内の民間賃貸住宅へ転居する際に、協力不動産事業者等の仲介を利用した場合に、その仲介手数料を一部助成や、保証人となる方がいないことにより転居先の確保が困難となっている方に対し、協力不動産事業者等を通じ、民間保証会社を利用した際の保証料を一部助成します。

更に、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方や住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を求職活動中有期で支給します。

- 住まいぬくもり相談室の実施
- 住まいぬくもり支援制度（民間賃貸住宅仲介支援支援事業、民間賃貸住宅家賃等債務保証支援事業）による支援
- 住居確保給付金の支給

30 以上の子ども食堂等を実施する団体等が市内各所で活動しています。

地域の子どもやその保護者へ食事や地域交流の場を提供していたり、様々な理由で十分な食事を取ることができない、生活に困っている状況の人々に食品等を届けることで各家庭が安定した食事の機会を確保できるように支援しています。



👉 子ども食堂とは？

地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、無料又は安価で食事を取りながら、相互に交流を行える場です。

👉 フードドライブとは？

必要とする相手先(地域の福祉団体・施設、フードバンク等の団体・個人)に食品を配布する予定を踏まえて、主に家庭で余っている食品等を「集める(集めたらすぐ配る)」活動です。

👉 フードバンクとは？

企業からの寄贈やフードドライブなどで家庭から寄贈された食品等を「集め」、必要な時に子ども食堂や福祉団体・施設、子どものいる家庭へ宅配、郵送等により、食品等を配布できるようにすることを目的として、食品等を「備蓄しておく」活動です。

👉 フードパントリーとは？

生活困窮者やひとり親家庭など、様々な理由で食品等を必要としている、生活に困っている状況の人々に食品等を「配る(提供する)」活動(場所・イベント)です。